

——預託金償還問題が発生した構造的な要因はなんだと思われまか。

西村 直接には、預託金額を下回るまで相場が下がり、回復の見込みがたない会員権市場の動向ですが、これに預託金制という事業形態と、それを要求する我が国のゴルフ場事業の事業構造・経営構造上の特殊性が構造的要因として挙げられます。

——それはどういふことでしょうか。

2 預託金償還問題を引き起こした構造的要因

期間経過後、退会時に返還するといった一定の返還期限を定めて集められたわけです。いわゆる据置期間というものです。

第3に「預託金の経済上の作用」です。

「預託金」は巨額のゴルフ場の建設費用を賄うことを本来の目的としています。従って、預託金はゴルフ場建設費用に使われ、その価値はゴルフ場に転化してしまわけてです。この点は、最高裁も破産管財人の請求を退けた平成12年2月29日判決で認めています。

最後に「調達資金」として見たと

西村 先の「預託金の位置づけ」において挙げた4点に照らして預託金償還問題を捉えてみますと、

まず第一に、償還請求を法的に根拠づけているのが先の契約文書上の返還約束及び返還時期の約束です。

第二に、それに対して、預託金は経済的作用で指摘したとおり、巨額のゴルフ場建設費用を賄うために費やされており、その価値はゴルフ場に転化してしまい、全額

4 新たな事業形態を構築する中での永久債の提案

きの性格」です。

「預託金」には、長期・無利子・無税・無担保の資金調達方法としての役割が期待されているとの点です。この役割に関しては預託金制ゴルフ場が立案された当時、預り金である限り、40年だろうと100年だろうと預り金として債務計上できるはずなのですが、あまり据置期間を長くすれば売上げ（入会金）として課税をする可能性をほのめかして、国税関係者が比較的短い据置期間を指導したのが、今回の預託金償還問題発生の原因になったと私は考えています。

——そういった預託金制の見直しの動きに対して、それに代わる新たな事業形態を模索する提案の一つは株主会員制でした。この時期あえて永久債の提案を新たにされた趣旨は何だったのでしょうか。

西村 まず発行会社が存続する限り償還する必要のない永久債をゴルフ場会員の拠出金に適用できれば、会員から集めた拠出金をゴルフ場事業会社が存続する限り償還する必要のない資金とすることが

可能となります。

次にそれは、預託金制度下においてみられる不可能ないし安易な返還約束、及び返還時期の約束を見直す動きによく適合するものです。さらにはゴルフ場建設費用に費やされ、その価値はゴルフ場に転化されるという会員の拠出金の性格にもよく適合します。

——何か永久債はゴルフ場の預託金にぴったりという気もしてきましたが……

3 預託金制の見直し

——そこから始まった預託金制見直しの様々な動きですが、これは何を軸にしながら展開していると思われることができるでしょうか。

西村 第1に不可能ないし安易な返還約束、及び返還時期の約束に対する見直しの動き。第2に他方

ゴルフ場事業の事業構造・経営構造こそが、すなわち預託金償還問題を生じさせている構造的要因といわねばなりません。

Q & A方式で分かりやすく解説

預託金問題でクローズアップされる「永久債」という新システム

預託金問題は依然としてゴルフ場問題の最大の課題だが、その解決の手法として「預託金の永久債化」というシステムが現れてきた。このシステムは、そもそも預託金はゴルフ場建設費に転化しており、現実問題として返還は不可能に近いことを踏まえて提起されている。一方で会員側にも預託金は半ば放棄してでも、プレー権は確保しようとする意識が広がり始め、一部で永久債に対する理解も得られるようになってきた。この耳慣れない永久債というシステムは、一体どういう概念であるのか。その提唱者でもあり、ゴルフ場問題に詳しい西村國彦弁護士に、Q & A方式で分かりやすく解説していただいた。

弁護士 西村 國彦

1 永久債とは

(1) 問題のありか

——最近「永久債」とか「劣後債」というような言葉をよく耳にします。金融界の不良債権処理の過程でよく使われているようですが、ゴルフ界でも最近、永久債についての関心が高くなってきているようです。ところで「永久債」とはどういうものですか。

西村 永久債というのは、一般的には、発行会社が存続する限り償還する必要のない社債のことです。社債というのは、株式会社や金調達の一方法として、公衆に対して起債を行い、有価証券を発行することにより生じるもので、その本体はそれを発行した株式会社に対する債権です。

——この「永久債」とゴルフ業界とはどういう関係があるのでしょうか。

西村 いわゆる預託金償還問題の顕在化によって始まった預託金制の見直しの動き、21世紀に向けた新たなゴルフ場事業形態の構築というテーマに対して、これまで「預託金」とされてきた会員の拠

出金に対して、平成9年解禁された会社の清算時を償還期限とする永久債の制度ないし観念を応用できないか、というのが私たちの提起したテーマでした。

(2) なぜ永久債なのか——「預託金」の位置づけ

——「預託金制」の見直し、新たなゴルフ場事業形態の構築というテーマの中で、預託金償還問題で崩壊しつつある「預託金制」や「預託金」とはどのように位置づけられるのでしょうか。

西村 まずは「返還約束」の存在ということでしょうか。

ゴルフ場事業者は、会員（メンバー）の形式でゴルフ場利用者を集め、同時に会員契約締結時に「預託金」という名目で資金の拠出を求めたわけですが、これが時代の激変の中で根本から見直しを求められているわけです。

次に「返還時期の約束」です。「預託金」は、会員契約の文書上の内容としては、例えば、10年の

西村 考えようによつては永久債を預託金に活用できれば、本来の預託金制ゴルフ場の設立の理念に最も適合するのではないかと、いうのが私たちの発想でした。

——でも確か先生が数年前永久債のことを発表された頃、あまり反応はなかったようにですね。

西村 発表時にはまだ預託金返還の幻想がまだ残存していた頃であつたためか、一部の方々以外には理解されなかつたようです。

——では最近になって永久債が取り上げられ始めたのはなぜでしょうか。

西村 それはゴルフ場だけでなく社会全体が大きな変革を迫られていたからでしょう。20世紀の終わりを迎え、巨大な金融機関が次々と崩壊してゆくとともに、預託金返還幻想は確実に消滅する運命にあります。現に複数のゴルフ場が既に永久債への切り替えに踏みだし、倒産の危険のない「安全装置」つきのゴルフ場としての再生モデルの具体例となつています。

——最近北海道でも成功例が大きくなり上げられましたね。

西村 ゴルフ特信2000年8月9日第3724号は、「オホーツ

クCC(北海道)永久債化で償還問題を解決。株主主体のクラブも預託金会員の償還は無理と要請。預託金会員195名(約3億円分)全員の了解を得る」との見出しで、「株主会員が主体のオホーツクラブ(18ホール)は、預託金で募集した会員に預託金の「永久債」化を要請、このほど預託金会員全員の了解を取得し、償還問題を乗り切つた」と報じています。

——何かゴルフ場にとつてはよいことづくめですね。会員の方は預託金は戻つてこないのに、株主にすらなれないわけですよ。何か踏んだり蹴つたりのような気がしますが……

西村 そのあたりがこの間の世の中の変化に対し、ゴルフアの方々の方が裁判官や弁護士という法律家より素早く、またストレートに変化を感じ取り、変わりは始めたのだと思います。

今はこのゴルフ場でも会員にならなくてもプレーをしやすい状況ですから、そんなに抵抗なくスムーズに預託金の返還を受けられるのであれば、預託金を返してもえらるなら返してもらいたい(返

してもらえれば借金を返せるし、もつと良くて安い会員権を買うこともできます)のが会員の正直な気持ちでしょう。でも銀行でもパニックに陥り預金解約者が殺到すれば破綻する時代に、ゴルフ場の預託金返還が困難なのは常識的な発想からは明らかでしょう。その

ときに皆に一律に返さないのであれば、裁判までは起こさないというのがむしろ健全な市民感覚だと思います。

かといって株主会員になって1人1票を使ってゴルフ場の経営をするには、時間も経済的余裕もないわけでは、そこに会員の公平という観点と、現にゴルフ場が完成し会員権の本質的部分である施設利用(プレー)ができていることから、やはり早い者勝ちの、はしたないとも思える競争には参加しないゴルフアの良識が、永久債への門を開いたのだと思います。

ようか。会員の権利のうち預託金返還請求権が奪われたに等しいとの見方もありますね。

西村 形式論者はそういうでしょうし、現にお金が残つていれば私も一部を返すことに異議はありません。なぜなら永久債は預託金であることには変わりはないからです。それと株主総会への参加はできないものの、預託金債権者には商法上決算書類などの閲覧等、株主とかなり近い形で情報開示を求める権利も認められています。その意味では、株主会員制とそんなに変わらないものといつてもよいと思います。

5 据置期間延長判決の到達点

——何故ここまで会員を含むゴルフ場関係者の考え方が変わつてきたのでしょうか。

西村 その背景には、まず日東興業をはじめとして、大手金融機関系列のゴルフ場経営会社に至るま

で、多くのゴルフ場協会が倒産し民事再生(和議)や会社更生を申し立てる等、近年の経済情勢の激変が、ゴルフ場業界に多大な影響を与えていることが挙げられます。

——典型的な日本の預託金制ゴルフ場は、多数の会員の資金提供によつて成り立っており、その会員契約は、ゴルフ場事業会社と会員との間の会則に基づく個々の契約とされているようですが、このあたりも変化が出始めているのでしょうか。

西村 ゴルフ場入会契約は多数の会員が、共通のゴルフ場施設を利用するという会員契約の性質から、個々の契約が集団的、牽連(けんれん・つながり)があつて(法的に束ねられること)によつて成立している団体的な法律関係であります。預託金問題を検討するに際して、クラブの団体性、会員契約の牽連性という性質から、会員全体の利益を公平・公正に実現することを第一義と考え、全会員に対して絶対に不公平・不平等な取扱をしないことを至上命題とすべきであります。したがって、公平・平等を重んじるゴルフ場経営者としては、一部の会員に対してのみ

預託金償還請求に応じるといふ対応をすべきではありません。据置期間経過前の、破産した会員の管財人の預託金返還を、多数の地裁高裁に反して否定した最高裁判決も、一部ではありますが、この考え方を採用しています。その意味では、地裁・高裁の裁判官が先例を無批判にコピーしがちなのに対し、最高裁判官の方が全体を

見ているバランス感覚を持っていると思います。

——もし、ゴルフ場経営会社が破産ということになれば会員の権利はどうなりますか。

西村 法律上は会員のプレー権は消滅することになりますし、また、ゴルフ場には抵当権が設定されていることが少なくないため、主要な財産である不動産は抵当権が優先し、ゴルフ場の会員に対しては僅かな配当がなされるだけということになってしまいます。

——破産以外の法的再建手続をとつたらどうでしょう。

西村 民事再生(和議)、会社更生等の法的手続により会社の再建が成功したとしても、会員権の価格は急落し、さらに名義変更も停止されることが多いため、会員権

の財産的な側面を著しく阻害してしまう傾向は明らかです。

——ゴルフ場経営会社として、会員のプレー権を確保する責任があるのは当然ですが、会員権の財産的な側面、及び会員の倶楽部に対する誇りを守るということについても責任があるのではないですか。

という事態は、混乱が起き收拾がつかないとき以外は原則的には回避しなければなりません。

そして、そのためには、数年前の状況では、とりあえず会員の総意を確認するかまたは若干先取りして、預託金据置期間を延長する以外に方法は存在しなかつたので

6 据置期間延長の将来の展望について

——預託金制度の矛盾を解決するにはどうしたらよいでしょう。

西村 預託金制度そのものを根本から問い直し、会員制倶楽部にふさわしい新システムを検討し、具体化することが必要でしょう。

——具体的には何が要求されるのでしょうか。

西村 会員権の資産価値を高め、将来二度と預託金問題の発生するおそれのない健全な新システムを構築するために、ゴルフ界においては本来の預託金制ゴルフ場の原点に戻つて永久債による再生を目指してはどうでしょうか。

——単なる10年延長では足りないわけですね。

西村 一般に10年という延長期間

を設定させてもらう根拠は、当時日本経済がバブル経済の崩壊から完全に脱却するには、3年、5年という期間では足りず、最低10年程度の期間が必要であろうと思われたこと、また、10年の間に経営努力によりある程度の償還原資を蓄えることが可能と思われたことにあります。現時点の日本経済の状況を見れば、やはり3年、5年という期間では足りなかつたことは明らかです。10年という延長期間は当時としては合理的だったのかもしれませんが、この10年間の反省は事態の先延ばしではなく根本的解決を求めざるをえません。そのための一つの解決策が預託金の永久債化なのです。